

第23回入善町農業委員会議事録

令和7年6月9日午後1時30分から第23回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 14名

2番 廣 清 奈緒美	4番 森 下 さゆり	5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣
8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭	10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎
12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫	14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和
16番 亀 田 英 司	18番 田 中 吉 春		

欠席委員 3名

1番 五十里 章 3番 寺 田 晴 美 17番 上 野 好 雄

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐喜子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第84号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第85号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆様、おつかれさまです。いよいよ6月に入ったということで、水田の方も新緑がまぶしい季節になってきております。生き生きとした季節になってきましたが、私の方は今週いっぱいまで田植の予定になっています。梅雨の前に天候のせいか、寒暖差の激しさを毎月のように感じておりますが、暑さに慣れていないため、体が大分きついと感じております。皆さんもご存じのとおり、6月1日から企業では熱中症対策が義務化されたということで、弊社でも注意喚起するためのポスターやフローチャートを貼ったり、社員に説明するなどこれからくる暑さに対して取り組んでおります。特に農家はこれから草刈り等の暑さ対策が必要になりますので、そういったところを意識しながら仕事に取り組んでおります。それから先月になりますが、28日、29日と東京で全国農業委員会会長大会にいつてまいりました。28日には、そこで今の農業の情勢を踏まえた農業委員会、また農業会議の政策提言、要請書を可決して国に提出するもので、ステージには全国の農業委員会会長とそこに関係する各県の国会議員の皆さんがおられる場になります。そこで決議した要請書を各県選出の国会議員に富山県として要望していくものになります。29日に衆議院会館で地元出身である上田議員が入善町の土地柄や農業に精通しており、話の聞き方、聞き入れ方が他の議員さんとは違うなと感じておりました。また、農業委員会の問題でいうと所有者不明農地や相続放棄された農地について、その取扱いが問題になっております。各委員におかれましても入善町の中でそういったところを注意いただいて、パトロール等していただければと思います。

いろいろと農政が変わるところであります、入善町農業委員会として、入善町の農業がどう発展していけばよいか皆さんと知恵を出しながら良い方向に行けるように、またいい案が出せるように頑張っていきたいと思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。15番永山委員と16番亀田委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第83号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第83号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町蛇沢〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は855㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町蛇沢〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町蛇沢〇〇の〇〇 〇〇さんです。申請地は、以前から譲受人が耕作を希望しておりましたが、五反要件により取得ができませんでした。令和5年4月1日に五反要件が廃止され、申請地を譲受人が取得できるようになったため、今回の申請に至りました。

また、富山市に住んでいる譲受人の子も頻繁に実家に帰ってきており、一緒に耕作を希望されており、将来的には子が耕作を行う予定とのことです。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、竹田委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました竹田委員から補足説明をお願いします。

竹田委員

先月の15日に〇〇さんの奥さんが来られまして、事務局の説明のとおり、農地を取得したいということでした。経営面積はないですが、畑として、趣味に近い形で利用したいということでした。問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

〇〇さんはだれかに田んぼを預けておられるんですか。

竹田委員

蛇沢の方はみんな〇〇〇〇〇〇〇〇さんに預けておられて、この田んぼも〇〇〇〇〇〇〇〇が耕作されていた田んぼです。ただ、不整形田のため、〇〇〇〇〇〇〇〇さんも手放したいということかと。

議長（米山 義隆）

蛇沢に〇〇〇〇〇〇〇さんが何か建てられたんですか。

竹田委員

〇〇〇〇〇〇〇の農作業場と〇〇〇さんの自宅の間の田んぼに格納庫が建設されてます。

議長（米山 義隆）

大きい面積なのでちゃんと管理されていますか。

竹田委員

元々農業をやられてて、ちょっとした畑で野菜を植えたりしてて、高齢ですが息子さんも来られて畑をやりたいということなので。

議長（米山 義隆）

まあすぐ隣ですしね。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第83号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第84号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第84号「農地法第4条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請地は入善町小摺戸〇〇〇、〇〇〇の計2筆、地目は田、現況地目は宅地で、面積は合計で67㎡です。申請人は入善町小摺戸〇〇〇の〇〇 〇〇〇さんで、転用目的は「一般住宅敷地の拡張」です。

申請地の位置図は、議案書の4ページをご覧ください。

申請人の〇〇さんは、昭和32年頃より申請地に隣接する住宅に住んでいます。昭和50年頃に車庫を建築し、自宅南側に風よけとして庭木を植樹した際に、一部が農地であることを気が付かず、農地転用の手続きをとっていませんでした。今回、地目が田であることが判明したため、是正するべく、始末書をつけての申請になりました。

東側の道路側に車庫、自宅南側に庭木があり、申請人の生活に必要な最小限の面積です。雨水排水につきましては、自然透過になります。

申請地は第1種農地ではありますが、転用目的は「一般住宅敷地の拡張」であり、転用許可基準の「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ありません。

申請地は令和7年2月20日に除外済であり、隣接耕作者の同意、また入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、安藤委員にいただいております。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは現地確認を行った安藤委員より補足説明をお願いします。

安藤委員

〇〇土地家屋調査士から依頼があり、状況確認し、ハンコを押しました。すでに現況の形状になっており、問題は認められませんでした。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

いつも通ってるけどこういうふうになっていたのか。これは誰が耕作されているのか。

安藤委員

〇〇〇さんです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第84号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り県知事に進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第85号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第85号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積等促進計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定され、農地の貸し借りができるようになります。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、31件、85筆、175,390㎡

再設定は、26件、61筆、114,358㎡

合わせて57件、146筆、289,748㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。自分の地区などを見ていただいて意見があればご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第85号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和7年7月11日金曜日午後1時30分より行います。

それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（令和7年度視察研修日程案について）

事務局

（富山県農業施策に関する政策提案（案）について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第23回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年7月11日金曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後2時00分）